平成18年1月1日条例第250号

改正

平成18年3月24日条例第290号 平成19年6月25日条例第28号 平成19年12月26日条例第41号 平成21年9月30日条例第39号 平成21年12月22日条例第53号 平成22年3月26日条例第17号 平成22年12月21日条例第49号 平成23年7月8日条例第17号 平成23年9月27日条例第21号 平成25年6月27日条例第30号 平成25年12月20日条例第62号 平成26年9月26日条例第32号 平成27年3月27日条例第25号 平成27年6月25日条例第34号 平成29年3月28日条例第9号 平成30年3月30日条例第25号 令和元年9月27日条例第12号 令和2年7月2日条例第24号 令和2年12月23日条例第38号 令和3年3月22日条例第13号 令和3年7月1日条例第22号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項 の規定に基づき、津市運動施設(以下「運動施設」という。)の設置及び管理に関し必要な事項 を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 住民のスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るため、運動施設を設置する。 (名称及び位置)
- 第3条 運動施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(使用の許可)

- **第4条** 運動施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。
- 2 市長は、運動施設の管理上必要があるときは、使用許可に条件を付すことができる。 (使用の制限)
- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。
 - (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
 - (2) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
 - (3) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

(使用料)

第6条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2から別表第30までに定める 使用料をあらかじめ納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情により使用料を前納で きないときは、市長の承認を受けて使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的 団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除すること ができる。

(使用料の還付)

- **第8条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部 又は一部を還付することができる。
 - (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。
 - (2) 使用しようとする日の7日前までに使用許可の取消しを届け出たとき。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を 取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(特別の設備)

第11条 使用者は、運動施設に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは 使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

- 第13条 使用者その他運動施設を利用する者(以下「使用者等」という。)が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。 (使用者等に対する指示)
- 第14条 市長は、運動施設の管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。 (指定管理者による管理)
- 第15条 次に掲げる運動施設(以下「津市安濃中央総合公園内体育館等」という。)の管理は、法 第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるもの とする。この場合において、津市安濃中央総合公園内体育館等の使用に係る料金(以下「利用料 金」という。)は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
 - (1) 津市安濃中央総合公園内体育館
 - (2) 津市古道公園内テニスコート
 - (3) 津市古河公園内テニスコート
 - (4) 津市海浜公園内テニスコート
 - (5) 津市民テニスコート
 - (6) 津市安濃中央総合公園内テニスコート
 - (7) 津球場公園内野球場
 - (8) 津市北部運動広場
 - (9) 津市西部運動広場

- (10) 津市乙部公園内運動広場
- (11) 津市南部緑地公園内運動広場
- (12) 津市安濃中央総合公園内野球場
- (13) 津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド
- (14) 津市安濃グラウンド
- (15) 津市安濃中央総合公園内フットサルコート
- (16) 津市海浜公園内陸上競技場
- (17) 津市安濃中央総合公園内ゲートボール場
- (18) 津市三重武道館弓道遠的場

(指定管理者が行う業務)

- 第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 津市安濃中央総合公園内体育館等の使用の許可に関する業務
 - (2) 津市安濃中央総合公園内体育館等の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
 - (3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い 津市安濃中央総合公園内体育館等の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

- 第18条 指定管理者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める申請書 に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。
 - (1) 津市安濃中央総合公園内体育館等の管理に係る事業計画書
 - (2) 津市安濃中央総合公園内体育館等の管理に係る収支計画書
 - (3) 申請者の経営状況を説明する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

- 第19条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容 を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しな ければならない。
 - (1) 津市安濃中央総合公園内体育館等の運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。

- (2) 津市安濃中央総合公園内体育館等の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る 経費の縮減を図ることができる者であること。
- (3) 津市安濃中央総合公園内体育館等の管理を適確に遂行するに足りる物的能力及び人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

- 第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、 市長に提出しなければならない。
 - (1) 津市安濃中央総合公園内体育館等の管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 利用料金の収入の実績
 - (3) 津市安濃中央総合公園内体育館等の管理に係る経費の収支状況
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第22条第1項の規定により指定 を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出し なければならない。

(業務報告の聴取等)

第21条 市長は、津市安濃中央総合公園内体育館等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、 その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に 調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

- 第22条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止 を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第24条 第15条の規定により指定管理者に津市安濃中央総合公園内体育館等の管理を行わせる場合における第4条から第8条まで、第10条第1項、第11条及び第14条の規定の適用については、第4条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「別表第2から別表第30までに定める使用料をあらかじめ」とあるのは「別表第33から別表第39まで及び別表第40から別表第47までに定める利用料金にあってはあらかじめ、別表第39の2に定める利用料金にあっては使用を終えた際に」と、同条ただし書中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条第1項、第11条及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に合併前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例(昭和54年津市条例第20号)、久居市都市公園条例(昭和51年久居市条例第9号)、久居市連動施設の設置及び管理に関する条例(昭和58年久居市条例第29号)、久居市中央スポーツ公園の設置及び管理に関する条例(平成2年久居市条例第15号)、河芸町体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和56年河芸町条例第26号)、芸濃町総合文化センター設置及び管理に関する条例(平成8年芸濃町条例第21号)、芸濃町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例(平成15年芸濃町条例第2号)、芸濃町民テニスコートの設置及び管理に関する条例(平成15年芸濃町条例第30号)、みさとの丘諸施設の設置及び管理に関する条例(平成6年美里村条例第12号)、安濃町営グランドの設置及び管理に関する条例(昭和53年安濃町条例第7号)、安濃町営テニスコートの設置及び管理に関する条例(昭和55年会農町条例第15号)、香良洲町社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和58年香良洲町条例第15号)、一志勤労者体育センターの設置及び運営に関する条例(昭和55年一志町条例第8号)、一志町総合体育館の設置及び運営に関する条例(昭和55年一志町条例第8号)、一志町総合体育館の設置及び運営に関する条例(昭和55年一志町条例第8号)、一志町総合体育館の設置及び運営に関する条例(平成元年一志町条例第6号)、白山町総合体育館設置条例(昭和59年白山町条例第37号)、白山町町民家城運動場及び白山町総合体育館の管理及び運営に関する規則(昭

和60年白山町規則第10号)、白山中央公園屋外体育施設設置条例(平成元年白山町条例第5号)、 白山中央公園屋外体育施設の管理及び運営に関する規則(平成元年白山町規則第8号)、又は美 杉村社会教育施設の設置及び管理に関する条例(平成17年美杉村条例第1号)の規定によりなさ れた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他 の行為とみなす。

附 則 (平成18年3月24日条例第290号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月25日条例第28号)

この条例は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日条例第41号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

14 この条例の施行前に附則第4項から第6項まで、第8項及び第9項の規定による改正前のそれ ぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、附則第4項から第6項まで、第8 項及び第9項の規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他 の行為とみなす。

附 則 (平成21年9月30日条例第39号)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用 に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年12月22日条例第53号)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用 に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月26日条例第17号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月21日条例第49号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用

に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成23年7月8日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた 処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定 によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 市長は、この条例の施行日前においても、安濃体育館等に係る指定管理者の指定に必要な準備 行為を行うことができる。

附 則 (平成23年9月27日条例第21号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用 に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年6月27日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成25年8月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行前に同条の規定による改正前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例 の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の津市運動 施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 市長は、第2条の規定の施行日前においても、津市体育館、津市民プール、津市古道公園内テニスコート、津市古河公園内テニスコート、津市入江公園内テニスコート、津市海浜公園内テニスコート、津市海浜公園内野球場、津市北部運動広場、津市西部運動広場、津市乙部公園内運動広場、津市南部緑地公園内運動広場及び津市海浜公園内陸上競技場に係る指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。

附 則(平成25年12月20日条例第62号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月26日条例第32号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第25号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月25日条例第34号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第4項及び第5項の規定 公布の日
 - (2) 第5条の改正規定、別表第1から別表第4までの改正規定(別表第3及び別表第4に係る 部分に限る。)及び別表第4の次に3表を加える改正規定(別表第5及び別表第6並びに別表 第7(レストランスペース及びテナントスペースに係る部分に限る。)に係る部分に限る。) 並びに第6項の規定 平成29年10月1日

附 則(平成29年3月28日条例第9号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日条例第25号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 津市三重武道館弓道遠的場の使用に係る手続については、この条例の施行の目前においても行うことができる。

附 則(令和元年9月27日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

65 第64条の規定による改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例別表第2から別表第18 まで、別表第20から別表第25まで、別表第27から別表第31まで、別表第33、別表第34及び別表第 36から別表第46までの規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行目前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年7月2日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第3 項の規定は令和2年11月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行 日」という。)前においても行うことができる。
- 3 施行日前における津市民テニスコートの使用に係る手続は、市長が行うものとする。

附 則 (令和 2 年12月23日条例第38号)

この条例中別表第1の改正規定(ゲートボール場の部津市白山大三ゲートボール場の項を削る部分に限る。)及び別表第29の改正規定は令和3年4月1日から、その他の改正規定は同年5月1日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月22日条例第13号)

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和3年7月1日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、 手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条 例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

3 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても 行うことができる。

別表第1 (第3条関係)

種類	名称	位置
体育館	津市久居体育館	津市久居野村町877番地1
	津市河芸体育館	津市河芸町浜田774番地
	津市芸濃総合文化センター内アリー ナ	津市芸濃町椋本6824番地
	津市美里体育館	津市美里町三郷46番地1
	津市安濃中央総合公園内体育館	津市安濃町田端上野818番地

	津市香良洲体育館	津市香良洲町3952番地90
	津市一志体育館	津市一志町高野160番地728
	津市白山体育館	津市白山町古市808番地
プール	津市久居中央スポーツ公園内プール	津市久居戸木町5252番地
	津市美里幼児プール	津市美里町三郷41番地
	津市香良洲プール	津市香良洲町2174番地1
	津市白山川口プール	津市白山町川口628番地
テニスコート	津市古道公園内テニスコート	津市南中央3番1号
	津市古河公園内テニスコート	津市東古河町 5 番地
	津市海浜公園内テニスコート	津市末広町24番32号
	津市民テニスコート	津市殿村150番地
	津市久居スポーツ公園内テニスコー	
	}	津市久居野村町879番地
	津市庄司庵公園内テニスコート	津市森町前川原1番1号
	津市河芸テニスコート	津市河芸町浜田767番地
	津市芸濃テニスコート	津市芸濃町林1922番地2
	津市美里テニスコート	津市美里町三郷54番地
	津市安濃中央総合公園内テニスコー	
	F	津市安濃町田端上野1023番地1
	津市香良洲テニスコート	津市香良洲町3675番地16
	津市一志テニスコート	津市一志町井生2848番地
	津市白山テニスコート	津市白山町古市715番地
	津市フットパーク美杉内テニスコー	
	F	津市美杉町石名原2775番地
野球場等	津球場公園内野球場	津市本町31番1号
	津市北部運動広場	津市栗真中山町601番地3
	津市西部運動広場	津市産品1206番地
	津市乙部公園内運動広場	津市寿町5番地
	津市南部緑地公園内運動広場	津市高茶屋小森町4000番地
I	1	

	T	1
	津市久居グラウンド	津市久居西鷹跡町2番地
	津市河芸第1グラウンド	津市河芸町浜田742番地
	津市河芸第2グラウンド	津市河芸町浜田793番地
	津市芸濃グラウンド	津市芸濃町林1899
	津市美里グラウンド	津市美里町三郷70番地
	津市安濃中央総合公園内野球場	津市安濃町田端上野1041番地
	津市安濃中央総合公園内多目的グラ ウンド	津市安濃町田端上野797番地1
	津市安濃グラウンド	津市安濃町田端上野897番地
	津市香良洲グラウンド	津市香良洲町3675番地16
	津市一志野球場	津市一志町井生2849番地
	津市白山運動場	津市白山町古市699番地
	津市白山家城運動場	津市白山町南家城1461番地2
	 津市フットパーク美杉内多目的グラ ウンド	津市美杉町石名原2775番地
サッカー場	津市香良洲サッカー場	津市香良洲町2174番地1
フットサルコート	津市安濃中央総合公園内フットサルコート	津市安濃町草生234番地5
陸上競技場	 津市海浜公園内陸上競技場	津市末広町24番32号
パターゴルフ場	津市香良洲パターゴルフ場	津市香良洲町2167番地
ゲートボール場	津市庄司庵公園内ゲートボール場	津市森町前川原1番1号
	津市美里ゲートボール場	津市美里町三郷124番地
	 津市安濃中央総合公園内ゲートボー ル場	津市安濃町田端上野1086番地
	津市白山ゲートボール場	津市白山町八対野985番地1
	津市白山川口ゲートボール場	津市白山町川口8100番地
マレットゴルフ場	津市河芸マレットゴルフ場	津市河芸町浜田1278番地1
弓道場	津市三重武道館弓道遠的場	津市栗真中山町816番地11

別表第2 (第6条関係)

津市久居体育館施設の使用料

			①	2	単位 円 ③
		刊间色力		 午後1時から午後	
使用[使用区分		まで	5時まで	9時30分まで
	入場料	スポーツのために使	6 (0 11 2 1	0 110071 & C
		用する場合	2,090	3, 140	4, 190
	収しな	711 7 · J · M LI			
	い場合	その他の場合	4, 190	6, 280	8, 380
	入場料	スポーツのために使			
	等を徴	用する場合	6, 280	9, 420	12, 570
	収する	711) · S · M L			
	場合	その他の場合	10, 470	15, 710	20, 950
アリ	プロート 営利又は宣伝を目的とする場				
ーナ	合 合		20, 950	31, 420	41, 900
	アリーナ照明		1 時間 (1 時間未満	 -) 当たり
			_	,,,,,, = ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	520
	一般公	中学生以下	100	100	
	開日に				
	おける				
	個人使	高校生以上・一般	200	200	200
	用 用				
会議		-	1,570	1,570	2, 090
指導員室		1,570	1,570	2, 090	
	一般公	中学生以下	50	50	50
卓球	開日に	高校生以上・一般	100	100	100
室	おける	回数券 中学生以下		520	•
	個人使	(12回) 高校生以上・		1,040	

		用		一般		
シ	ヤ	入場料等	を徴収し	しない場合	1人1回につき	100
ワ	_					
室		入場料等 	を徴収っ	する場合	1人1回につき	200

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を各々の場合の使用料とする(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。
 - (1) アリーナの使用面積がその床面積の2分の1(中央で区分する。)以下のとき。
 - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1 (午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。)以下のとき。
 - (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した 各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券招待券、優待券、整理券、 会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必 要とする場合をいう。
- 5 冷暖房時の会議室及び指導員室の使用料については、当該施設使用料の10分の3の額(10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する。
- 6 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、 無料とする。
- 7 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第3 (第6条関係)

津市久居体育館設備器具の使用料

単位 円

名称	区分	使用料
舞台照明装置	1式	540
得点掲示板	1式	50
審判台	1 脚	100
卓球	1組	100
テニス	1組	220
バスケットボール	1組	220
バドミントン	1組	100
バレーボール	1組	220
フロアーシート	1枚	100
机	1 脚	50
いす	1 脚	20
 綱引きロープ	1式	220
音響器具	1式	100

[備考]

- 1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時30分までの各区分ごとによる使用料とする。
- 2 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第4 (第6条関係)

津市河芸体育館施設の使用料

		時間区分	1)	2	3
			午前9時から正午	午後1時から午後	午後6時から午後
使用	区分		まで	5時まで	9時30分まで
アリ	入場料等	スポーツのために使			
ーナ	を徴収し	用する場合	2, 090	3, 140	4, 190

					-
	ない場合	その他の場合	4, 190	6, 280	8, 380
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	スポーツのために使	6, 280	9, 420	12, 570
	を徴収す	用する場合			
	る場合	その他の場合	10, 470	15, 710	20, 950
	営利又は宣	で伝を目的とする場合	20, 950	31, 420	41, 900
	アリーナ照明		1 時間(1 時間未活	満は、1時間とする	。) 当たり
					520
Ī	一般公開	中学生以下	100	100	100
	日におけ				
	る個人使	高校生以上·一般	200	200	200
,	用				

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を各々の場合の使用料とする(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。
 - (1) 使用面積がアリーナの床面積の2分の1(中央で区分する。)以下のとき。
 - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1 (午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。)以下のとき。
 - (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した 各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理

券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出 を必要とする場合をいう。

- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第5 (第6条関係)

津市芸濃総合文化センター内アリーナ施設の使用料 (その1)

			Γ	Γ	単位 円
		時間区分	①	2	3
住田区/	. (午前9時から正午	 午後1時から午後	午後6時から午後
使用区分			まで	5時まで	9時30分まで
	入場料等	スポーツのために使	0.000	0.140	4 100
	を徴収し	用する場合	2, 090	3, 140	4, 190
	ない場合	その他の場合	4, 190	6, 280	8, 380
	入場料等	スポーツのために使	6,000	0.400	10 570
	を徴収す	用する場合	6, 280	9, 420	12, 570
	る場合	その他の場合	10, 470	15, 710	20, 950
アリーナ	営利又は宣伝を目的とする場合		20, 950	31, 420	41, 900
7	アリーナ照明		 1時間(1時間未	満は、1時間とする	る。当たり
					520
	一般公開	中学生以下	100	100	100
	日におけ				
	る個人使	高校生以上・一般	200	200	200
	用				
	入場料等	スポーツのために使	1 570	0.000	4 100
	を徴収し	用する場合	1, 570	2, 090	4, 190
少1.宋·相	ない場合	その他の場合	3, 140	4, 190	8, 380
剣道場	入場料等	スポーツのために使	4 710	6 200	19 570
	を徴収す	用する場合	4,710	6, 280	12, 570
	る場合	その他の場合	9, 420	12, 570	25, 140

シャワ	入場料等を徴収しない場合	1人1回につき	100
一室	入場料等を徴収する場合	1人1回につき	200
		1人1回につき	200
トレー	ニング室	1 箇月(一般会員) 1	, 040
		 1 年(特別会員) 8	, 380

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を各々の場合の使用料とする(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。
 - (1) アリーナ又は剣道場の使用面積がその床面積の2分の1 (中央で区分する。)以下のとき。
 - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1 (午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。)以下のとき。
 - (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した 各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

津市芸濃総合文化センター内アリーナ施設の使用料 (その2)

単位 円

			ı	平位 口
	時間区分	1)	2	3
 ∧		午前9時から正午	午後1時から午後	午後6時から午後
达 分		まで	5時まで	9時30分まで
入場料等を	スポーツのために使	1 570	0.000	0.000
徴収しない	用する場合	1,570	2, 090	2, 300
場合	その他の場合	3, 140	4, 190	4,600
入場料等を	スポーツのために使			
徴収する場	用する場合	1,880	2, 510	2, 760
合	その他の場合	4,710	6, 280	6, 910
入場料等を	スポーツのために使			
徴収しない	用する場合	1,570	2, 090	2, 300
場合	その他の場合	3, 140	4, 190	4,600
入場料等を	スポーツのために使			
 徴収する場	用する場合	1, 880	2, 510	2, 760
 合	その他の場合	4,710	6, 280	6, 910
入場料等を	スポーツのために使			
徴収しない	用する場合	1,570	2, 090	2, 300
 場合	その他の場合	3, 140	4, 190	4,600
入場料等を	スポーツのために使			
徴収する場	用する場合	1,880	2, 510	2, 760
合 合	その他の場合	4,710	6, 280	6, 910
	徴場入徴合入徴場入徴合入徴場入徴にした。おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、お	X分入場料等を 徴収しない 場合スポーツのために使 用する場合 その他の場合入場料等を 協収する場 合スポーツのために使 用する場合 その他の場合入場料等を 切り 場合スポーツのために使 用する場合 その他の場合入場料等を 徴収する場 合スポーツのために使 用する場合 その他の場合入場料等を 	区分午前9時から正午まで入場料等を 徴収しない	中前9時から正午 年後1時から午後まで 5時まで 5時まで 5時まで 7 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5

〔備考〕

1 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

- 2 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した 各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 3 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 4 冷暖房時の使用料については、当該施設使用料の10分の3の額(10円未満の端数がある ときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する。
- 5 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第6 (第6条関係)

津市芸濃総合文化センター内アリーナ設備器具の使用料

単位 円

名称	区分	使用料
バスケットボールゴール	1 対	2, 090
シート	1枚	100
放送設備	1式	1,570
電源コンセント(1キロワットまでを基本とす	1 🏻	100
る。)		

[備考]

- 1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時30分までの各区分ごとによる使用料とする。
- 2 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第7 (第6条関係)

津市美里体育館施設の使用料

時間区分		1	2	3	
	 ∧		午前9時から正午	午後1時から午後	午後6時から午後
使用区分		まで	5時まで	9時30分まで	
アリ	入場料等を	スポーツのために使			
ーナ	徴収しない	用する場合	1, 570	2, 090	2, 610

場合	その他の場合	3, 140	4, 190	5, 230	
入場料等を	スポーツのために使				
徴収する場	用する場合	4, 710	6, 280	7, 850	
合	その他の場合	7, 850	10, 470	13, 090	
 営利又は宣伝を目的とする場合		15, 710	20, 950	26, 190	
	1	1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり			
アリーナ照明]			310	
一般公開日	中学生以下	100	100	100	
 における個					
 人使用	高校生以上·一般	200	200	200	

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を各々の場合の使用料とする(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。
 - (1) 使用面積がアリーナの床面積の2分の1(中央で区分する。)以下のとき。
 - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1 (午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。)以下のとき。
 - (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した 各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理 券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出

を必要とする場合をいう。

- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第8 (第6条関係)

津市香良洲体育館施設の使用料

単位 円

					十一元 1 1
		時間区分	1	2	3
使用	使用区分		 午前9時から正午 まで	 午後1時から午後 	午後6時から午後9時30分まで
		スポーツのために使 用する場合	1,570		
	場合	その他の場合	3, 140	4, 190	5, 230
	入場料等を 徴収する場	スポーツのために使 用する場合	4, 710	6, 280	7, 850
アリ	合	その他の場合	7, 850	10, 470	13, 090
ーナ	営利又は宣伝	云を目的とする場合	15, 710	20, 950	26, 190
	アリーナ照明		 1時間(1時間未 	満は、1時間とする	る。)当たり 310
	一般公開日	中学生以下	100	100	100
	における個 人使用	高校生以上・一般	200	200	200

[備考]

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を各々の場合の使用料とする(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。
 - (1) 使用面積がアリーナの床面積の2分の1(中央で区分する。)以下のとき。
 - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1 (午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。)以下のとき。

- (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した 各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第9 (第6条関係)

津市一志体育館施設の使用料

	中世 1					
		時間区分	1)	2	3	
/ -			午前9時から正午	午後1時から午後	午後6時から午後	
使用	丛分 ·		まで	5 時まで	9時30分まで	
	入場料等を	スポーツのために使				
	徴収しない	用する場合	2, 090	3, 140	4, 190	
	場合	その他の場合	4, 190	6, 280	8, 380	
メイ	入場料等を	スポーツのために使				
ンア	徴収する場	用する場合	6, 280	9, 420	12, 570	
リー	合	その他の場合	10, 470	15, 710	20, 950	
ナ	営利又は宣伝を目的とする場合		20, 950	31, 420	41, 900	
				満は、1時間とする	る。)当たり	
	メインアリーナ照明				520	

	I				
	一般公開日	中学生以下	100	100	100
	における個 人使用	高校生以上・一般	200	200	200
	入場料等を 徴収しない	スポーツのために使 用する場合	1,040	1, 570	2, 090
	場合	その他の場合	2, 090	3, 140	4, 190
		スポーツのために使 用する場合	3, 140	4, 710	6, 280
サブ	合	その他の場合	5, 230	7, 850	10, 470
アリ	営利又は宣伝を目的とする場合		10, 470	15, 710	20, 950
ーナ	サブアリーナ照明		 1時間(1時間未 	満は、1時間とする	る。)当たり 310
	一般公開日	中学生以下	100	100	100
	における個 人使用	高校生以上・一般	200	200	200
シャ	入場料等を徴収しない場合			1,	人1回につき 100
ワー 室	入場料等を徴収する場合			1,	人1回につき 200
	トレーニングルーム			1,	人1回につき 100
トレ				回	数券(6回) 520
					1 箇月 1,040

〔備考〕

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を各々の場合の使用料とする(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。
 - (1) メインアリーナ又はサブアリーナの使用面積がその床面積の2分の1 (中央で区分する。)以下のとき。
 - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1 (午前10時30分、午後3時又は午後7時

45分を基準時間として区分する。)以下のとき。

- (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した 各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 冷暖房時のサブアリーナの使用料については、当該施設使用料の10分の3の額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。
- 6 一般公開日における個人使用の場合のメインアリーナ照明及びサブアリーナ照明の使用 料は、無料とする。
- 7 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第10(第6条関係)

津市一志体育館設備器具の使用料

名称	区分	使用料
舞台照明装置	1式	2, 090
放送室放送設備	1式	2, 090
音響ラック	1式	1,040
講演台及び花台	1式	730
講義卓	1台	200
フロアーシート	1枚	50

机	1 脚	50
いす	1 脚	20
研修用デスク	1 脚	20
電源コンセント	1 🏻	100

〔備考〕

- 1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時30分までの各区分ごとによる使用料とする。
- 2 営利又は宣伝を直接の目的とする場合は、この表に定める額の5割増しとする。
- 3 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第11 (第6条関係)

津市白山体育館施設の使用料

単位 円

	時間区分		1	2	3
使用	区分		 午前9時から正午 まで	 午後1時から午後 	 午後6時から午後 9時30分まで
入場料等を 徴収しない		スポーツのために使 用する場合	1, 570	2,090	2, 610
	場合	その他の場合	3, 140	4, 190	5, 230
	入場料等を 徴収する場	スポーツのために使 用する場合	4, 710	6, 280	7, 850
アリ	合	その他の場合	7, 850	10, 470	13, 090
ーナ	営利又は宣伝	云を目的とする場合	15, 710	20, 950	26, 190
	アリーナ照明		1時間(1時間未	満は、1時間とする	る。)当たり 310
	一般公開日	中学生以下	100	100	100
	における個 人使用	高校生以上・一般	200	200	200

[備考]

1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該

当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額(10円未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てた額)を各々の場合の使用料とする(一般公開日における個人使 用の場合を除く。)。

- (1) 使用面積がアリーナの床面積の2分の1(中央で区分する。)以下のとき。
- (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1 (午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。)以下のとき。
- (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した 各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第12(第6条関係)

津市久居中央スポーツ公園内プールの施設の使用料

単位 円

使用区分				使用料	4		
			流水プー	中学生以下		1回につき	220
			ル、幼児プ	高校生以上•-	一般	1回につき	440
施設		個人使用	ール、50メ	回数券 (11回券)	中学生以下		2, 200
			ートルプー	回数券	高校生以		
	プール		ル及びスラ	(11回券)	上・一般		4, 400

	イダープー ル		
		午前 9 時から 正午まで	8, 800
専用使用	50メートル プール	午後1時から 午後5時まで	13, 200
		午前9時から 午後5時まで	22, 000

市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第13 (第6条関係)

津市香良洲プール施設の使用料

単位 円

使用区分					使用料	
個人使用	25メートルプー	小学生・中学生		1日につき	50	
	ル、低学年用プ	高校生以上	• 一般	1日につき	200	
			小学生・中学生		520	
		(12回券)	高校生以上·一 般		2, 090	
専用使用			,	1日につき	10, 470	
		個人使用 25メートルプー ル、低学年用プ ール及び乳幼児 プール	個人使用 25メートルプー 小学生・中ル、低学年用プ 高校生以上ール及び乳幼児プール 回数券 (12回券)	個人使用 25メートルプー 小学生・中学生 ル、低学年用プ 高校生以上・一般 ール及び乳幼児 小学生・中学生 プール 回数券 (12回券) 高校生以上・一般	個人使用 25メートルプー 小学生・中学生 1日につき	

[備考]

市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第14 (第6条関係)

津市久居スポーツ公園内テニスコート施設の使用料

使用区分	使用料				
テニスコート	1面につき1時間(1時間未満は、1時間	∄ 410			
	とする。) 当たり				

夜間照	月 1面につき1時間	(1時間未満は、1時間	410
	とする。) 当たり		

市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第15 (第6条関係)

津市庄司庵公園内テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分	使用料	
テニスコート	1面につき1時間(1時間未満は、1時間	410
	とする。)当たり	
夜間照明	1面につき1時間(1時間未満は、1時間	410
	とする。)当たり	

[備考]

市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第16 (第6条関係)

津市河芸テニスコート施設の使用料

単位 円

使用[区分	使用料		
テニスコート		1面につき1時間(1時間未満は、	1時間	260
_		とする。)当たり		
1	夜間照明	1面につき1時間(1時間未満は、	1 時間	410
		とする。)当たり		

[備考]

市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第17 (第6条関係)

津市芸濃テニスコート施設の使用料

使用区分	使用料		
テニスコート	 1面につき1時間(1時間未満は、	1 時間	410

	とする。)当たり	
夜間照明	1面につき1時間(1時間未満は、1時間	410
	とする。) 当たり	

市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第18 (第6条関係)

津市美里テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分	使用料	
テニスコート	1面につき1時間(1時間未満は、1時間	410
	とする。)当たり	
夜間照明	1面につき1時間(1時間未満は、1時間	410
	とする。)当たり	

[備考]

市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第19 (第6条関係)

津市香良洲テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分	使用料	
テニスコート	1面につき1時間(1時間未満は、1時間	200
	とする。)当たり	

[備考]

市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第20 (第6条関係)

津市一志テニスコート施設の使用料

使用区分	 使用料	
テニスコート	1面につき1時間(1時間未満は、1時間 4	10
	とする。) 当たり	

夜間照明	1面につき1時間(1時間未満は、	1時間	410
	とする。)当たり		

市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第21 (第6条関係)

津市白山テニスコート施設の使用料

単位 円

	_	
使用区分	使用料	
テニスコート	1面につき1時間(1時間未満は、1時間	260
	とする。)当たり	
夜間照明	1面につき1時間(1時間未満は、1時間	410
	とする。)当たり	

[備考]

市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第22 (第6条関係)

津市フットパーク美杉内テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分	使用料	
テニスコート	 1面につき1時間(1時間未満は、1時間	∄ 410
	とする。)当たり	

[備考]

市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第23(第6条関係)

津市久居グラウンド、津市河芸第1グラウンド、津市河芸第2グラウンド、津市芸濃グラウンド、津市美里グラウンド、津市香良洲グラウンド、津市一志野球場、津市白山運動場、津市白山家城運動場及び津市フットパーク美杉内多目的グラウンドの施設の使用料

使用区分	使用料		超過使用料	
津市久居グラウンド	2時間以内	830	1時間(1時間未満は、	410

	T			
			1時間とする。) 増すご	
			とに	
	夜間照明		30分(30分未満は、30	0.000
	1 時間以内	4, 190	分とする。) 増すごとに	2, 090
			 1時間(1時間未満は、	
	2 時間以内	1,040	 1時間とする。) 増すご	520
津市河芸第1グラウ			とに	
ンド	夜間照明		30分(30分未満は、30	
	1 時間以内	4, 190		2, 090
	2.419001		1時間(1時間未満は、	
	2 時間以内	830	1 時間とする。) 増すご	410
津市河芸第2グラウ		030	とに	410
ンド				
	夜間照明	4, 190		2, 090
	1 時間以内		分とする。) 増すごとに	
			1時間(1時間未満は、	
	2時間以内	1,040	1時間とする。) 増すご	520
津市芸濃グラウンド			とに	
	夜間照明		30分(30分未満は、30	2, 090
	1時間以内	4, 190	分とする。) 増すごとに	2, 090
			1時間(1時間未満は、	
	2時間以內	830	 1時間とする。) 増すご	410
 津市美里グラウンド			とに	
	夜間照明		30分(30分未満は、30	
	 1 時間以内	4, 190	 分とする。) 増すごとに	2, 090
			1時間(1時間未満は、	
津市香良洲グラウン	2 時間以内	1 040	1 時間とする。) 増すご	520
	2 50 H15VL 1		とに	020
F				
	夜間照明(野球全面)	4, 190		2, 090
	1 時間以内		分とする。) 増すごとに	

	を間照明(ソフトボール 1 面) 1 時間以内	2, 090		1, 040
	夜間照明(ソフトボール 2面) 1時間以内	3, 140		1, 570
津市一志野球場	2時間以内	830	1時間(1時間未満は、 1時間とする。)増すご とに	410
	夜間照明 1時間以内	4, 190	30分(30分未満は、30 分とする。) 増すごとに	2, 090
津市白山運動場	2時間以內	830	1時間(1時間未満は、 1時間とする。)増すご とに	410
	夜間照明 1時間以内	4, 190	30分(30分未満は、30 分とする。) 増すごとに	2, 090
津市白山家城運動場	2時間以内	620	1時間(1時間未満は、 1時間とする。) 増すご とに	310
	夜間照明 1時間以内	2,090	30分(30分未満は、30 分とする。) 増すごとに	1, 040
津市フットパー ク美杉内多目的グラ ウンド	2時間以内	620	1時間(1時間未満は、 1時間とする。) 増すご とに	310

市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第24 (第6条関係)

津市香良洲サッカー場施設の使用料

単位 円

使用区分	使用料	照明使用料
午前8時から正午まで	520	
午後1時から午後5時まで	520	 1時間(1時間未満は、1時間
午後5時30分から午後9時30分まで	520	とする。) 当たり
午前8時から午後5時まで	1,040	260
午前8時から午後9時30分まで	1,570	
午後1時から午後9時30分まで	1,040	

〔備考〕

市外の者がサッカー場を使用する場合の使用料は、この表に定める使用料及び照明使用料の2倍の額とする。

別表第25 (第6条関係)

津市香良洲パターゴルフ場施設の使用料

+17 11	(本田豆/		使用料		初 温休田料	
使用区分			使用	科	超過使用料	
パターゴル	市内の者				2ゲーム以降1	
フ場		大人	1ゲーム以内	310	ゲーム増すごと	200
					に	
		小学生・中学			2 ゲーム以降 1	
		生・65歳以上の	1ゲーム以内	100	ゲーム増すごと	100
		者			に	
	市外の者				2ゲーム以降1	
		大人	1ゲーム以内	520	ゲーム増すごと	310
	ļ				に	
		小学生・中学			2ゲーム以降1	
		生・65歳以上の	1 ゲーム以内	310	ゲーム増すごと	100
		者			に	

会員	一般会員	年額	5, 230	
	特別会員(本人 及び家族)	年額	10, 470	
		1日のナイタ		
夜間照明		ープレーにつ	100	
		き		

- 1 1ゲームは、18ホールとする。
- 2 一般会員については、1日につき2ゲーム以内の使用料(夜間照明の使用料を含む。) を無料とする。
- 3 特別会員については、本人及びその家族の1日当たりのゲームに係る使用料(夜間照明 の使用料を含む。)を無料とする。

別表第26 削除

別表第27(第6条関係)

津市庄司庵公園内ゲートボール場施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料		超過使用料	
ゲートボール場	市内の者	1面につき2時間以内	無料	1時間(1時間未満は、1時間とす	無料
	市外の者	1面につき2時間以内	520	る。)増すごとに	260

別表第28 (第6条関係)

津市美里ゲートボール場施設の使用料

使用区分		使用料		超過使用	料
ゲートボール場	市内の者	1面につき2時間以内	無料	1時間(1時間未満は、1時間とす	無料
	市外の者	1面につき2時間以内	520	る。)増すごとに	260

別表第29 (第6条関係)

津市白山ゲートボール場及び津市白山川口ゲートボール場の施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料		超過使用料	
	市内の者		無	料	
ゲートボール場	市外の者	1面につき2時間以内		1時間(1時間未満 は、1時間とする。) 増すごとに	260

別表第30 (第6条関係)

津市河芸マレットゴルフ場の施設及び設備器具の使用料

単位 円

					十四 11
	使用国	使	用料		
施設	マレットゴルフ場	1日券	中学生以下		200
			高校生以上·一般		520
		年間券			10, 470
設備器具	スティック・ボール			1式	100

[備考]

- 1 1日券は、発行の日限り有効とする。
- 2 年間券の有効期間は、発行の日から1年とする。
- 3 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第31及び別表第32 削除

別表第33 (第24条関係)

津市安濃中央総合公園内体育館施設の利用料金

		時間区分	①	2	3
	→ <i>(</i>)		午前9時から正午	午後1時から午後	午後6時から午後
使用国	×分 ·		まで	5時まで	9時30分まで
メイ	入場料等	スポーツのために使			
ンア	を徴収し	用する場合	5, 230	6, 800	8, 380

リー	ない場合	その他の場合	10, 470	13, 610	16, 760				
ナ	入場料等	スポーツのために使	15 710	20.050	20, 100				
	を徴収す	用する場合	15, 710	20, 950	26, 190				
	る場合	その他の場合	31, 420	41, 900	52, 380				
	営利又は宣	正 伝を目的とする場合	62, 850	83, 800	104, 760				
			 1時間(1時間未活	満は、1時間とする	。) 当たり				
	メインアリ	ーナ照明			1, 040				
	一般公開	中学生以下	100	100	100				
	目におけ								
	る個人使	 高校生以上・一般	310	310	310				
	用								
	入場料等	スポーツのために使							
	を徴収し	用する場合	2, 610	3, 450	4, 190				
	ない場合	その他の場合	5, 230	6, 800	8, 380				
	入場料等	スポーツのために使							
	を徴収す	用する場合	7, 850	10, 470	13, 090				
サブ	る場合	その他の場合	15, 710	20, 950	26, 190				
アリ	 営利又は宣	近伝を目的とする場合	31, 420	41, 900	52, 380				
ーナ			 1 時間(1 時間未活	満は、1時間とする	。) 当たり				
	サブアリー	ーナ照明			620				
	一般公開	中学生以下	100	100	100				
	日におけ								
	る個人使	 高校生以上·一般	310	310	310				
	用								
シャ	入場料等を	と徴収しない場合		1	人1回につき 100				
ワー		W. L							
室	人場料等を	・徴収する場合		1	人1回につき 200				
トレ					1回につき 100				
-=	個人使用	中学生	回数券(6回)						

			-	
ング			1回につき	§ 310
ルー		高校生以上・一般	回数券(6回)	1, 570
ム	A E //. E	中学生	1 箇月	1, 040
	会員使用	高校生以上・一般	1 箇月	3, 140
		 スポーツのために使	 1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり	
会議	入場料等	用する場合		520
室	を徴収し		 1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり	
(1	ない場合	その他の場合		1, 570
室に		スポーツのために使	1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり	
2	入場料等	用する場合		1, 570
き)	を徴収す		1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり	
	る場合	その他の場合		4,710
		スポーツのために使	 1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり	
	入場料等	用する場合		310
役員	を徴収し	711 / 2 /// 1	 	010
室及	ない場合	その他の場合		940
が控		 スポーツのために使	 	940
室	入場料等		1 时間(1 时間不個は、1 时間とりる。/ ヨたり 	0.40
王	を徴収す	用する場合		940
	る場合	その他の場合	1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり 	
				2,820

〔備考〕

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該利用料金に乗じた額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を各々の場合の利用料金とする(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。
 - (1) メインアリーナ又はサブアリーナの使用面積がその床面積の2分の1 (中央で区分する。)以下のとき。
 - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1 (午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。)以下のとき。

- (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の利用料金は、当該時間区分に係る利用料金に、時間区分②の利用料金の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 冷暖房時の会議室並びに役員室及び控室の利用料金については、当該施設利用料金の10 分の3の額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する。
- 6 一般公開日における個人使用の場合のメインアリーナ照明及びサブアリーナ照明の利用 料金は、無料とする。
- 7 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。

別表第34 (第24条関係)

津市安濃中央総合公園内体育館設備器具の利用料金

		利用料金					
名称	区分	伝を目的としないと	入場料等を徴収しな い場合で営利又は宣 伝を目的とするとき。	入場料等を徴収する 場合			
放送設備 (メインアリー ナ、サブアリーナ)	1式	1, 570	4, 710	7,850			
電源コンセント	1 🏻	100	310	520			

フロアーシート	1枚	100	310	520
バスケットゴール	1対	520	1,570	2,610
音響設備(会議室)	1式	520	1, 570	2, 610
いす・机	1 脚	30	90	150

- 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 2 市外の者が体育館を使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の 2 倍の額とする。

別表第35 削除

別表第36 (第24条関係)

津市古道公園内テニスコートの施設及び設備器具、津市古河公園内テニスコートの施設、津 市海浜公園内テニスコートの施設及び設備器具並びに津市民テニスコートの施設及び設備器 具の利用料金

		使	用区分		利用料金		超過利用料金		
古道公	施設	テニス	個人使	昼間	中学生以	2時間	100	1 時間	50
園内テ		コート	用		下	以内		(1時	
ニスコ					高校生以	2 時間	200	間未満	100
ا ا					上·一般	以内		は、1時	
								間とす	
								る。) 増	
								すごと	
	ĺ							に	
				夜間	中学生以	1時間	150		
					下	(1時			
						間未満			
						は、1時			

I							
					間とす		
					る。) 当		
					たり		
				高校生以	1 時間	200	
				上・一般	(1時		
					間未満		
					は、1 時		
					間とす		
					る。) 当		
					たり		
		専用使用	1		1面に	410	
					つき 1		
					時間 (1		
					時間未		
					満は、1		
					時間と		
					する。)		
					当たり		
				夜間照明	1面に	410	
					つき 1		
					時間 (1		
					時間未		
					満は、1		
					時間と		
					する。)		
					当たり		
	会議室			午前9時		310	
				から正午			
				まで			

		<u> </u>		1	
			午後1時		410
			から午後		
	-		5時まで		
			午前9時		730
			から午後		
			5時まで		
			午後6時		410
			から午後		
			9時まで		
	設備	音響装置	午前9時	1式	520
	器具		から正午		
			まで		
			午後1時	1式	620
			から午後		
			5時まで		
			午前9時	1式	1, 150
			から午後		
			5時まで		
		コインロッカー		1個1	10
				回につ	
				き	
古河公園	園内テ	専用使用		1面に	260
ニスコー	- -			つき 1	
				時間(1	
				時間未	
				満は、1	
				時間と	
				する。)	
				当たり	

		<u> </u>						
海浜公	施設	テニス	専用使用		1面に	310		
園内テ		コート			つき1			
ニスコ					時間(1			
ート					時間未			
					満は、1			
					時間と			
					する。)			
					当たり			
		会議室		午前9時		940	1時間	260
				から正午			(1時	
				まで			間未満	
				午後1時		1, 040	は、1 時	
				から午後			間とす	
				5時まで			る。) 増	
				午前9時		1, 990	すごと	
				から午後			に	
				5時まで				
	設備	音響装置	프 <u>-</u>	午前9時	1式	520		
	器具			から正午				
				まで				
				午後1時	1式	620		
				から午後				
				5時まで				
				午前9時	1式	1, 150		
				から午後				
				5時まで				
		コインロ	ュッカー		1個1	10		
					回につ			
					き			

	1									
津市民	施設	テニス	個人使	昼間	中学生以	2時間	120	1時間		60
テニス		コート	用		下	以内		(1時		
コート					高校生以	2時間	240	間未満		120
					上・一般	以内		は、1時	2	
								間とす		
								る。) 増		
								すごと		
								に		
				夜間	中学生以	1時間	100			
					下	(1時				
						間未満				
						は、1時				
						間と				
						する。)				
						当たり				
					高校生以	1時間	160			
					上•一般	(1時				
						間未満				
						は、1時				
						間と				
						する。)				
		į				当たり				
			専用使用	月		1面に	480			
						つき 1				
						時間(1				
						時間未				
						満は、1				
						時間と				
						する。)				

				Ţ
		当たり		
	夜間照	明 1面に	140	
		つき 1		
		時間(1		
		時間未		
		満は、1		
		時間と		
		する。)		
		当たり		
会議室 1	午前91	诗	830	
	から正っ	午		
	まで			
	午後 1	持	1, 100	
	から午	後		
	5時ま	で		
	午前91	诗	1, 930	
	から午	後		
	5時ま	で		
	午後 61	诗	1, 240	
	から午	後		
	9時ま	で		
会議室 2	午前91	持	960	
	から正	午		
	まで			
	午後 1 !	持	1, 280	
	から午	後		
	5時ま	で		
	午前91	诗	2, 240	
	から午	後		

		5時まで			
		午後6時		1, 440	
		から午後			
		9時まで			
	会議室3	午前9時		670	
		から正午			
		まで			
		午後1時		890	
		から午後			
		5時まで			
		午前9時		1, 560	
		から午後			
		5時まで			
		午後6時		1,000	
		から午後			
		9時まで		I	
設備	音響装置・映写装置(モ	午前9時	1式	520	
器具	ニターを含む。)	から正午			
		まで			
		午後1時	1式	620	
		から午後			
		5時まで			
		午前9時	1式	1, 150	
		から午後			
		5時まで			
	シャワー	1人1回に	こつき	100	

〔備考〕

1 個人使用における昼間とは、4月1日から8月31日までの間にあっては午前9時から午後5時30分まで、9月1日から翌年の3月31日までの間にあっては午前9時から午後4時

30分までをいう。

- 2 個人使用における夜間とは、4月1日から8月31日までの間にあっては午後6時から午後9時まで、9月1日から翌年の3月31日までの間にあっては午後5時から午後9時まで をいう。
- 3 会議室の冷暖房時の利用料金については、当該会議室の利用料金の10分の3の額(10円 未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する。
- 4 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。

別表第37 削除

別表第38 (第24条関係)

津市安濃中央総合公園内テニスコート施設の利用料金

単位 円

				1 1			
使用	区分	利用料金					
テニスコート		1面につき1時間(1時間未満は、	1 時間	410			
		とする。)当たり					
	夜間照明	1面につき1時間(1時間未満は、	1 時間	410			
		とする。) 当たり					

[備考]

市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。

別表第39 (第24条関係)

津球場公園内野球場の施設及び設備器具の利用料金

					——————————————————————————————————————
		使用区分	利用料金		
施設	野球場			 1時間(1時間未満は、1	2, 090
				 時間とする。) 当たり	
		入場料等を	アマチュアスポ	1時間(1時間未満は、1	4, 190
		徴収する場	ーツのため使用	時間とする。)当たり	
		合	する場合		
			その他の場合	1時間(1時間未満は、1	12, 570
				時間とする。)当たり	

		夜間照明	半灯	30分(30分未満は、30分と	2, 090
				する。)当たり	
			 全灯	30分(30分未満は、30分と	3, 140
				する。)当たり	
設備	スコアボード	操作盤による	が使用の場合	一式	2, 090
器具		 送信機による	が使用の場合	一式	1,040
	放送設備			一式	1, 040
	冷暖房			1時間(1時間未満は、1	520
				時間とする。)当たり	
	シャワー			1人1回につき	100

- 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 2 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。
- 3 平日の午前9時から午後5時までの間に入場料等を徴収しないで野球場を使用する場合の利用料金は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり1,040円(市外の者が使用する場合にあっては、2,090円)とする。

別表第39の2 (第24条関係)

津球場公園内野球場駐車場の利用料金

使用区分		利用料金	
		30分まで	100円
駐車場	午前7時から午後 10時まで	30分を超え15時間	100円に30分を超えた部分について30分 までごとに50円を加算した額(その額が
		まで	1,000円を超えるときは、1,000円)

[備考]

使用区分欄に掲げる時間以外の時間を含む使用に係る利用料金については、その前後の使用を区分して算出する。

別表第40 (第24条関係)

津市北部運動広場、津市西部運動広場、津市乙部公園内運動広場、津市南部緑地公園内運動 広場の施設の利用料金

単位 円

使用区分	利用料	斗金	超過利用料金	
津市北部運動広場	2時間以內	1, 040	1時間(1時間未満は、 1時間とする。)増すご とに	520
	夜間照明 1時間以内	4, 190	30分(30分未満は、30分とする。) 増すごとに	2, 090
津市西部運動広場	2時間以内	620		310
津市乙部公園内運動広場	2時間以内	620		310
津市南部緑地公園內運動広場	2時間以内	830	1 時間とする。)増すごとに	410

[備考]

市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。

別表第41 (第24条関係)

津市安濃中央総合公園内野球場の施設及び設備器具の利用料金

				I	T-157 1 1
		使用区分		利用料金	
施設	野球場	 入場料等を徴	枚収しない場合	 1時間(1時間未満は、1	2, 090
				時間とする。)当たり	
		入場料等を	アマチュアスポー	 1時間(1時間未満は、1	4, 190
		徴収する場	ツのために使用す	時間とする。)当たり	
		合	る場合		
			その他の場合	1時間(1時間未満は、1	12, 570
				時間とする。)当たり	
		夜間照明	半灯	30分(30分未満は、30分と	2, 090
				する。)当たり	

			全灯	30分(30分未満は、30分と	3, 140
				する。)当たり	
設備	放送設備			一式	1, 040
器具	冷暖房			 1時間(1時間未満は、1	520
				時間とする。)当たり	
	シャワー			1人1回につき	100

- 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 2 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。
- 3 平日の午前9時から午後5時までの間に入場料等を徴収しないで野球場を使用する場合の利用料金は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり1,040円(市外の者が使用する場合にあっては、2,090円)とする。

別表第42 (第24条関係)

津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド施設の利用料金

単位 円

使用区分	利用料金	
多目的グラウンド	1時間(1時間未満は、1	1, 040
	時間とする。)当たり	

[備考]

市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。

別表第43(第24条関係)

津市安濃グラウンド施設の利用料金

使用区分	利用料金		超過利用料金	
津市安濃グラウンド	2 時間以内	620	1 時間(1 時間未満は、1 時 間とする。)増すごとに	310
	夜間照明	4, 190	30分(30分未満は、30分とす	2, 090

	1 時間以内	る。)増すごとに	
〔備考〕			

市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。

別表第44 (第24条関係)

津市安濃中央総合公園内フットサルコート施設の利用料金

単位 円

使用区分		利用料金		超過利用料金
フットサルコート	1時間(1時間未満は、1時間とする。) 当たり			30分 (30分未満は、30
			1, 570	分とする。) 増すごと に 780
	夜間照明	1時間(1時間未満は、1時間とす		30分 (30分未満は、30 分とする。) 増すごと
		る。)当たり		に 150

〔備考〕

市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。

別表第45 (第24条関係)

津市海浜公園内陸上競技場の施設及び設備器具の利用料金

			時間区分	①	2	3
				午前9時から	午後1時から	午前9時から
使用区分	†			正午まで	午後5時まで	午後5時まで
施設	陸上競技	個人使用	中学生以下	100	100	
	場		高校生以上・一般	200	200	
		専用使用	入場料等を徴収し	3, 140	4, 190	7, 330
			ない場合			
			入場料等を徴収す	6, 280	8, 380	14, 660
			る場合			
	会議室			940	1, 040	1, 990
設備器	音響装置		1式	520	620	1, 150

具	コインロッカー	1個1回につき	10

- 1 午前9時から午後5時までの時間を超えて施設を使用した場合(個人使用の場合を除く。)の利用料金は、当該時間に係る利用料金に、その超えて使用した1時間(1時間未満は、1時間とする。)ごとに時間区分②の利用料金の4分の1の額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 3 冷暖房時の会議室の利用料金については、当該会議室の利用料金の10分の3の額(10円 未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する。
- 4 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。

別表第46 (第24条関係)

津市安濃中央総合公園内ゲートボール場施設の利用料金

単位 円

	1		
使用区分	利用料金		
ゲートボール場	1 面につき 1 時間当たり	520	

[備考]

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又は使用時間が1時間未満であるときは、これらを1時間とする。
- 2 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。

別表第47 (第24条関係)

津市三重武道館弓道遠的場の施設及び設備器具の利用料金

			В	時間区分	①	2	3
					午前9時から正	 午後1時から午	午後6時から午
使用	区分				午まで	後 5 時まで	後9時まで
施	弓	専用使用			3, 140	4, 190	3, 140
設	道	一般公	小学生以上		100	100	100

	遠	開日に	高校生以下	-			
	的	おける	一般		200	200	200
	場	個人使 用	回数券	小学生以上 高校生以下	1,040	1,040	1,040
			(12回)	一般	2,090	2, 090	2, 090
設	照明設備			 1 時間(1 時間未 	₹満は、1時間とす		
備器						100	200
	電源	(コンセン	\ \	1 🏻	100	100	100

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ施設の利用料金に乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を各々の場合の施設の利用料金とする(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。
 - (1) 弓道遠的場の使用面積がその床面積の2分の1(中央で区分する。)以下のとき。
 - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1 (午前10時30分、午後3時又は午後7時30分を基準時間として区分する。以下同じ。)以下のとき。
 - (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 使用時間が定められた時間区分の2分の1以下の場合の電源コンセントの利用料金は、 当該時間区分に係る利用料金に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 3 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の利用料金は、当該時間区分に係る利用料金に、時間区分②の利用料金の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 4 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。

5 一般公開日における個人使用の場合の照明設備の利用料金は、無料とする。